	） （t － s）×（1 ／ 10）に小数点以下4位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、{363.64 ×（t － s）×（1 ／ 10）－ 2.02}に小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、3 を超える場合には 3 とし、1 に満たないときは 1 とする。 （16.42 × t － 4.37）に小数点以下3位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、1 を超える場合には 1 とし、負数となるときは0とする。 算式Ⅵの符号 ［略］ t　国勢調査によつて公表された令和 2 年 10 月 1 日現在における65歳以上の就業者数を同年の 65 歳以上の人口（人口から労働力人口及び非労働力人口を控除して得た数を除く。）で除して得た数（小数点以下4位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。） ［略］ N　次の算式Ⅸによつて算定した数（当該数に小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が 3 を超える場合には3とし、1に満たないときは1とする。） 算式Ⅸ N ＝ 53.33 ×｛（z － y）／ y｝×（1 ／ 8）＋ 0.85 ｛（z － y）／ y｝×（1 ／ 8）に小数点以下4位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。 算式Ⅸの符号 ［略］ z　平成 30 年度から令和 2 年度までの各年度の一人当たり地方税収の合計額を 3 で除して得た数（小数点以下 4 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。） β　次条第 7 項の表市町村の項の算式の符号αの率と同じ。

［8～11　略］

（「人口減少等特別対策事業費」に係る数値の算定方法等）

第十九条の十四の二　［略］

［2～5　略］

6　前項の規定に基づいて行う経常態容補正Ⅰは、次の表の上欄に掲げる地方団体の種類につき、同表の下欄に掲げる算式及び算式の符号によつて算定した数（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を用いて行うものとする。

	） （t － s）×（1 ／ 5）に小数点以下4位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、{246.91 ×（t － s）×（1 ／ 5）＋ 0.80}に小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、3 を超える場合には 3 とし、1 に満たないときは 1 とする。 （16.84 × t － 3.93）に小数点以下3位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、1 を超える場合には 1 とし、負数となるときは0とする。 算式Ⅵの符号 ［同左］ t　国勢調査によつて公表された平成 27 年 10 月 1 日現在における65歳以上の就業者数を同年の 65 歳以上の人口（人口から労働力人口及び非労働力人口を控除して得た数を除く。）で除して得た数（小数点以下4位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。） ［同左］ N　次の算式Ⅸによつて算定した数（当該数に小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が 3 を超える場合には3とし、1に満たないときは1とする。） 算式Ⅸ N ＝ 49.02 ×｛（z － y）／ y｝×（1 ／ 7）＋ 1.06 ｛（z － y）／ y｝×（1 ／ 7）に小数点以下4位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。 算式Ⅸの符号 ［同左］ z　平成 29 年度から令和元年度までの各年度の一人当たり地方税収の合計額を 3 で除して得た数（小数点以下 4 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。） β　次条第十項の表市町村の項の算式の符号αの率と同じ。

［8～11　同上］

（「人口減少等特別対策事業費」に係る数値の算定方法等）

第十九条の十四の二　［同上］

［2～5　同上］

6　前項の規定に基づいて行う経常態容補正Ⅰは、次の表の上欄に掲げる地方団体の種類につき、同表の下欄に掲げる算式及び算式の符号によつて算定した数（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を用いて行うものとする。